

チューター登録希望者 各位

大学院総合文化研究科・教養学部
教務課国際交流支援係／
駒場インターナショナルオフィス・サポートセンター

チューター（GPEAK 外国人留学生向け）について

チューター制度の目的は、留学生の教育・研究についての個別の課外指導を行うことにより、その学習効果の向上を図ることで、具体的な内容は、GPEAK 外国人留学生が本研究科での研究に従事するための助言、助力を供与し、文献・資料収集のアドバイス、論文作成にあたっての助言、日常生活の諸手続きの補助なども含めた、留学生一人一人の必要に応じた手助けをすることです。

なお、GPEAK 留学生の日本語能力は高くありませんので、英語でコミュニケーションを取ることが求められます。

チューターをはじめるとは、受持ちの留学生の研究計画や本研究科での就学希望についてよく話を聞き、その人にあった指導計画を立てて効果的に進めてください。

留学生には、アドバイスや励ましが日本人学生に比べて必要になることが多くあります。良き相談相手・友人となることを希望します。

また、裏面「チューターをおこなう条件」をご参照ください。

★ チューターを希望される方へ

登録方法：所定の「チューター希望者登録用紙」に必要事項を記入して教務課国際交流支援係／駒場インターナショナルオフィス・サポートセンターの窓口にて期日までに提出して下さい。直接持参することが難しい場合は、メール添付による提出も受け付けます。

なお、登録しても、必ずチューターの依頼があるとは限りません。

選抜方法：GPEAK の各プログラムで、みなさんの記入した「チューター希望登録用紙」と外国人留学生の所属専攻や研究分野等を元にチューターを選びます。

決定の連絡と活動の進め方：

チューターに選ばれた方には教務課国際交流支援係／駒場インターナショナルオフィス・サポートセンターからメールで、対象の留学生名と指導教員（世話役教員）名及びその両者の連絡先アドレスをご連絡します。チューターに選ばれた方は留学生とその指導教員に直接連絡をとり、チューターとしての活動内容や進め方を三者で相談しながら活動を始めてください。

<チューター（GPEAK 外国人留学生向け）をおこなう条件>

1. チューターの任期

原則留学生の入学より1年間。途中から就任した場合は留学生が1年目を終了するまで。

2. チューターをする時間

留学生と相談の上、双方の都合の良い時間と場所で行ってください。

3. チューターへの謝金額と謝金支給対象時間

@792円/時間（前年度実績）、四半期(3ヶ月)ごとに23,760円(30時間)を限度とする
(1枚の謝金支給調書(3ヶ月分)に30時間を超えて申請することはできません)

5. チューターの謝金支給手続き

4~6、7~9、10~12、1~3月分の謝金支給調書を作成します。謝金の手続き方法については、**四半期末ごとに**、教務課国際交流支援係/駒場インターナショナルオフィス・サポートセンターからチューター本人に郵便で通知します。住所やメールアドレス等に変更があった場合はすぐに係まで届け出てください。

6. チューター登録の手続き

チューターについてもらう留学生とチューターと一緒に①登録申請書を記入し、チューターが記入した②~④とともに、国際交流支援係/駒場インターナショナルオフィス・サポートセンターに提出してください。

① 登録申請書

② 履歴書

③ 謝金振込を希望する銀行通帳のコピー（見開き1ページ目）

④ 取引先データ登録依頼書

注意：**チューターをする人は、四半期ごとに支給調書が届くまで、チューターをした日付と時間を必ずメモしておいてください。**

問い合わせ先：教養学部教務課国際交流支援係/
駒場インターナショナルオフィス・サポートセンター いいま 飯間
アドミニストレーション棟1階
電話 03-5454-6064 E-mail: ryugakusei-g@adm.c.u-tokyo.ac.jp